

3/4
4/14

秘
無期限

旧軍人・軍属等韓国人遺骨引渡し
問題に関する処理方針案

昭和49年7月5日
外務省

昭和50年8月15日は終戦30年記念日となる
ところ、同日までに韓国出身者遺骨を韓国政府
に一括引渡すことを目標として次の手順をとる。

- 1 韓国政府の調査により判明した韓国人遺族に
対しては、日本政府により正当な遺族たること
が確認されれば遺骨を引渡す。
- 2 「1年以内に遺族の申し出がない場合は、残
った遺骨については日本政府がしかるべく措置
する」旨を明記の上、厚生省が日本国内で遺骨
リストを公示し、その期間内に遺族 [redacted]
[redacted] が政府へ遺骨を
引渡すことを申し出た場合は、これを確認して
引渡す。 [redacted]

- 3 上記の公示後1年を経過した時点で、なお遺
族の判明しない韓国出身者遺骨を、次の条件を

秘

付した上で韓国政府に一括引渡す。

- (1) これら遺骨に対して韓国政府がしかるべき
祭祀を行なう。

